

住宅用火災警報器設置等助成制度 の手引き

国立市では、住宅火災による高齢者の被害を防止するために住宅用火災警報器を設置する場合、その費用の一部を助成する制度を創設しました。

この手引きをご一読いただき、国立市の減災のために一人でも多くの方のご協力をいただけると幸いです。



◆申請に必要となる様式は、市のホームページからもダウンロードできます。

【問い合わせ・提出先】

国立市行政管理部防災安全課防災・消防係

〒186-8501 国立市富士見台 2-47-1

電話 042-576-2111 内線 145～147

FAX 042-576-0264

助成の対象

(1) 助成の対象者

市内に住所を有し、現に市内の住宅に居住している世帯主であり、かつ、住宅用火災警報器を購入し、当該住宅に設置しようとする者であって、次のいずれかの世帯に属するものとする。

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ② 2級以上の身体障害者手帳、東京都知事が定める2度以上の愛の手帳又は1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯
- ③ 市長が特に必要と認める世帯

助成対象経費と助成金の額

助成金対象経費：住宅用火災警報器本体の購入及び設置に要する費用（消費税含む）

助成金の額：助成対象経費の2分の1の額（1,000円未満切り捨て）とし、6,000円を上限とする。

この助成金の交付は、1世帯当たり1回となります。

例1)住宅用火災警報器購入費用と設置費用の合計が11,000円の場合。

A:助成対象経費 11,000円

B:2分の1の額 5,500円→5,000円

⇒ 助成金の額はBの5,000円となります。

例2)住宅用火災警報器購入費用と設置費用の合計が15,000円の場合。

A:助成対象経費 16,000円

B:2分の1の額 8,000円

C:限度額 6,000円

⇒ 助成金の額はCの6,000円となります。

助成金の交付手続き

以下の(1)～(3)の手続きが必要です。

<p>(1) 交付申請</p>	<p>市に申請 【提出書類】 国立市住宅用火災警報器設置等助成金交付申請書(第1号様式) 【注意】申請前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。</p>
<p><市> 交付決定</p>	<p>申請内容を確認し、第2号様式により通知</p>
<p>(2) 購入・設置</p>	<p>交付決定通知を受け、住宅用火災備用放棄を購入し、設置してください。 【注意】交付決定を受けてから購入してください。 交付決定前に購入してしまった場合、助成金の交付は受けられません。</p>
<p>(3) 実績報告書・請求書の提出</p>	<p>設置完了後 【提出書類】 ① 国立市住宅用火災警報器設置等助成金実績報告書(第5号様式) ② 国立市住宅用火災警報器設置等助成金請求書(第7号様式) ③ 購入及び設置したことを証明する領収書(写し) 【提出期限】 申請年度末まで(3月末)に上記書類の提出がない場合は、助成金の支払いはできません。</p>

助成金の交付決定後、申請を取り下げる場合

助成金の交付決定を受けた後に、住宅用火災警報器の購入・設置を取り止めるときは、国立市住宅用火災警報器設置等助成金交付申請取下書（第3号様式）に取り下げる理由を記載し、市長に提出してください。

市長は、申請の取り下げがあったときは、交付決定を取り消し、国立市住宅用火災警報器設置等助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、当該交付決定者に通知します。

その他

(1) 交付決定の取消し

市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該助成金の交付決定を取り消すことができます。

- ① 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- ② この要綱の規定に違反したとき。
- ③ 助成金を住宅用火災警報器の購入及び設置以外の用途に使用したとき。

市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、国立市住宅用火災警報器設置等助成金交付決定取消通知書（第4号様式）により、交付決定者に通知します。

(2) 助成金の返還

市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとします。

(3) 免責

助成金の交付は、住宅用火災警報器の設置により、火災による生命及び財産を守

ることを保証するものではありません。市は、住宅用火災警報器を設置した住宅において火災による被害については、その責任を負いません。